

学校法人冬木学園役員報酬規則

(目的)

第 1 条 この規則は、学校法人冬木学園(以下「学園」という。)の役員報酬に関し、必要な事項を定める。

(役員報酬の額)

第 2 条 役員役職に応じた役員報酬の額は、外部有識者の意見を聴取し、理事会の議を経て理事長が定める。

2 外部役員については、前項の役員報酬に業務に要した交通費を加算することができる。

(報酬支払の原則)

第 3 条 役員報酬の支払については、原則として、学園給与規則第 3 条の規定を準用する。

2 理事長が認めた場合、役員報酬の年額を一括で支払うことができる。

(役員退任慰労金)

第 4 条 役員退任慰労金については、別に定める。

(事務)

第 5 条 この規則に関する事務は、法人総務部が行なう。

(改廃)

第 6 条 この規則の改廃は、理事会において行なう。

附 則

1 . この規則は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

2 . 現役員の報酬額については、この規程の適用を経たものとみなす。

附 則

この規則は、平成 22 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 3 月 27 日から施行する。

学校法人冬木学園役員報酬規則 別紙

1. 理事長 年額500万円
2. 副理事長 年額200万円
3. 相談役理事 年額240万円
4. 学園経営主幹 年額 36万円 (役員でない場合、給与規則の役職手当として同額を支給する。)
5. 役員 (理事・監事) 年額 10万円 (年度最後の理事会の構成員に支給する。)

平成22年5月25日理事会において改定

平成25年3月26日理事会において改定 (平成25年4月1日施行)

平成30年3月27日理事会において改定 (平成30年4月1日施行)

令和元年5月28日理事会の議を経て同5月31日理事長により改定 (令和元年6月1日施行)

学校法人冬木学園役員退任慰労金規則

(目的)

第 1 条 この規則は、学校法人冬木学園の役員退任慰労金支給に関する事項を定める。

(対象)

第 2 条 常勤役員のうち、理事長については役員退任時に退任慰労金を支給することができる。

2 非常勤役員には、役員退任時に退任慰労金を支給することができる。

(支給)

第 3 条 前条の退任慰労金は、役員が退任したときに本人に支給する。ただし、死亡による退任の場合には相続人に支給する。

(金額)

第 4 条 退任慰労金は、在任期間 1 年につき 5 万円を支給する。なお在任期間の計算で 1 年未満は 1 年に繰り上げ計算する。

2 退任慰労金は、50 万円を限度に支給する。

(改廃)

第 5 条 この規則の改廃は、理事会において行う。

附則

この規則は、平成 18 年 12 月 25 日から施行する。

附則

この規則は、平成 22 年 12 月 21 日から施行する。